

氏名 村山 絵美

学位(専攻分野) 博士(文学)

学位記番号 総研大甲第 1571 号

学位授与の日付 平成25年3月22日

学位授与の要件 文化科学研究科 日本歴史研究専攻

学位規則第6条第1項該当

学位論文題目 戦争の「語り」に関する民俗学的研究－沖縄をフィールドとして

論文審査委員 主査 教授 関沢 まゆみ
教授 常光 徹
准教授 原山 浩介
特任教授 安田 常雄 神奈川大学
教授 川村 邦光 大阪大学
教授 赤嶺 政信 琉球大学

論文内容の要旨

本研究は、沖縄戦の記憶が「語り」として形成されるプロセスに注目し、沖縄戦がどのように語られてきたのかを民俗学的視点から明らかにするものである。従来の戦争の「語り」に関する研究は、戦争文学や証言記録などのテクスト分析にもとづく静態的な研究が中心であったのに対して、本研究では日常生活の場で語られてきた沖縄戦の記憶に着目し、沖縄本島南部地域でのフィールドワークをもとに動態的な分析を試みた。具体的には、「世間」という語りの共同性の基盤を分析視角とし、沖縄戦が語られる地域社会のコンテクスト（場や共同性、語り手と聞き手の関係性など）を生活実態に即して検討した。そのため、本研究は、語り手のポジショナリティの多様性を確保し、証言だけでなく観光の語りや亡靈譚まで幅広く沖縄戦をめぐる「語り」を対象としている。序章では、先行研究を整理した上で、本研究の視点と意義を明確にした。

第一章では、戦争の「語り」の主体の多様性を見定め、第二章以降の議論へつなげるため、松谷みよ子の『現代民話考』の戦争譚をもとに、従来の研究対象の中心で実証性や客觀性を要請する「証言」がとり残してきた戦争の「語り」について検討した。「証言」では、「経験した主体」と「想起する主体」が一致しない伝聞や噂などの「語り」が排除される傾向にあったが、そのような戦争をめぐる口承を「民話」として拾い上げたのが『現代民話考』であった。『現代民話考』の戦争譚を検証した結果、①「民話」という体裁をとることで、単に戦争を異常時（非日常）の出来事として他者化せずに、日常の出来事として戦争の状況が語られる可能性が示されていること、②戦死者の亡靈譚のような当事者性を必要十分条件としない「語り」を通して、「戦死後」における生者と死者の関係性や戦後の社会状況が表象されてきたことが明らかとなつた。

第二章では、沖縄のシャーマンであるユタを基軸に形成されていく戦争や戦死者に関する「語り」をもとに、それらの「語り」を支える共同性について検討した。戦中から戦後にかけて、ユタは、戦死者の生死の判定、口寄せ、供養、遺骨探しなどの役割を担ってきた。このようなユタの実践の文化的・民俗的背景について、沖縄における死生観や靈魂観に留意しつつ検討した結果、①人々が、日常生活における沈黙の中で置き去りにしてきた戦争の記憶を沖縄のシャーマニズムの論理に回収し、ヌジファ（死に場所から魂を抜く儀礼）などの供養を行うことで、精神的な危機を解消し、日常性を回復させてきたこと、②ユタの「語り」が、遺族にとっては不確かな戦死者の死を受け入れ、修正不可能なはずの死者との関係性を事後的に構築し直す機会として機能していることが明らかとなつた。

第三章では、1960年に沖縄の地元紙に掲載された日本「本土」でも話題となった日本兵の亡靈譚を事例として、「小さな世間」における戦争の「語り」がメディアを介して「大きな世間」に接続されていくプロセスを検討した。沖縄と本土の社会状況や民俗文化の相違に注目して分析した結果、①沖縄と本土の双方で戦争や戦死者の忘却が社会問題として認知されるようになり、生者の後ろめたさが日本兵の亡靈譚に投影されていること、②亡靈写真騒動が、その数ヶ月前から新聞紙上を賑わしていた未収骨の

遺骨に関する報道の延長線上にあり、戦後処理が進まない沖縄の現実を反映していること、③亡靈写真騒動が本土へと伝播していった背景に安保闘争を契機とする「沖縄ブーム」があり、そのような「忘れられた島」であった沖縄の存在がクローズアップされていった社会状況を読み解く中で、そこにナショナルな共同性を確保しようとする社会的志向性が認められることを明らかにした。

第四章では、ガイドを担い手とする沖縄の南部戦跡を舞台とした戦争の「語り」の変遷について検討した。まず、南部戦跡における「語り」が、二度の転換期を経ていることを示した。第一に、1970年代から80年代にかけて、バスガイドによる遺族を中心としたゲスト重視の「戦争の語り」から、平和ガイドによるホスト主導の「平和の語り」への転換、第二に、2000年代以降、歴史ガイドなどとしてボランティア的に地域住民の参画を促しつつ進められる、新たな戦跡の観光資源化である。その変遷を踏まえ、①近年、沖縄の戦跡が「地域興し」とも連動して、歴史遺産として地域の歴史地図の中に組み込まれつつあること、②南部戦跡が地域アイデンティティの象徴として位置づけられ、そこで語られる沖縄戦は、「ひめゆり」のような沖縄の集合的な記憶ではなく、個別具体的な「地域の語り」といった文脈に編入されつつあることを明らかにした。

第五章では、沖縄戦の「激戦地」で現在はゴルフ場となった地で語られている戦死者の亡靈譚をもとに、ゴルフ場という空間を共有する地域社会の中で戦死者の亡靈譚が成立する共同性について検討した。その結果、①米軍基地の娯楽施設として誕生した沖縄のゴルフ場が、1970年代以降、南国イメージの観光戦略と結びついて開発されていったこと、②これらの開発が、戦跡の保存運動と同時期に進められ、行政施策や地域の生活形態の変化と連動しながら行われていったこと、③それらの場所が聖地であったことに由来する民俗的なコンテクストや米軍基地から引き継がれた自衛隊の駐屯地が隣接する環境から、兵士の亡靈譚が形成されていった過程が明らかとなった。最終的に、兵士の亡靈譚が、場所の意味付けや土地と語り手との関係性を不斷に再構築していく契機となっており、沖縄戦だけでなく、米軍の「占領」などの戦後の状況が反映されていることから、軍事占領下に置かれ続けている沖縄の「現在」を表象していることを明証した。

以上の検討を踏まえて、終章においては、本論の結論として、以下の四点を指摘した。

第一に、戦争の記憶が語られる場において「経験した主体」と「想起する主体」が必ずしも一致せず、むしろ両者の間に乖離がみられるという状況があることを示した。第二に、ユタの「語り」が、遺族にとって戦死者の死を受け入れ、死者との関係を結び直す契機となっていることを指摘し、戦争のトラウマ的な記憶をめぐって、個人的な問題状況を孤立させず、世間の自助作用のネットワークの中で共有化していく民俗知の役割があることを明らかにした。第三に、生活の場においては、戦争中の出来事を語らないことを暗黙の掟として成り立つ共同性、すなわち世間において展開してきた沈黙のコミュニケーションの位相があり、想起されないことが即座に忘却へと向かうのではなく、沈黙という忘却未満の状態を経てゆるやかに忘却へと移行することを示した。第四に、沖縄戦の「語り」が形成される過程に、沖縄戦の経験だけでなく

戦後の経験も含まれていることを論証し、沖縄戦の延長線上にある「現在」を語る方
途として、沖縄戦の記憶が語られ続ける具体相を明らかにした。

これまでの戦争の語りについての調査研究は、体験者を対象に事実もしくは事実性が高いとみなされるものの語りを「証言」として求める傾向にあった。しかし、著者の沖縄のフィールドワークの現場では、実際に語られている戦争の「語り」には、事実性が高いと判断される「語り」から、それ以外にも明らかに虚構と捉えられる戦死者の亡靈譚まで、実に多様な「語り」が存在することが注目されるという。また、語り手は戦争体験者だけでなく、非戦争体験者も体験者から聞いた話や噂話などを語り伝えてきているということも注目されるという。そこで、本論文においては、沖縄で語られている戦死者、兵士も民間人も含めてであるが、その亡靈譚やシラシ（死靈が特定の生者に現れる現象）、ユタによる死靈の代弁、さらには非戦争体験者による死靈にまつわる噂話など、これまでの歴史的な「証言」の枠からはこぼれ落ちていた「語り」を積極的に収集し、それらがどのような文脈や背景のなかで語られているのかについて、とくに沖縄の人々の死者観念や靈魂観と関連させて分析を試みている。これまでも、北村毅『死者たちの戦後誌－沖縄戦跡をめぐる人びとの記憶』（御茶の水書房、2009年）などが、戦死者の「戦死後」をめぐる死者と生者との関係を指摘してきているが、本論文は沖縄のフィールドワークの現場から実態に即して具体的な情報資料を積み上げて分析しているものとして評価できる。

第一章では、このような「証言」以外の戦争の「語り」にいち早く注目した松谷みよ子『現代民話考』（戦争譚）について検討を行ない、松谷が収集した民話には戦時中の話だけでなく戦後の戦死者の亡靈譚も含まれており、そこには戦死後の死者と生者との関係性や戦後の社会状況が表象されていることなどを指摘し、「証言」以外の多様な語りの実態と、とくに戦死者と生者との関係性を解読するためにそのような語りへの注目が有効であることを指摘している。

第二章では、戦後すぐの時期から行なわれていた戦死者の情報を求める遺族たちによるユタへの依頼と、それに答えたユタの語り（戦死者の生死の判定、遺骨の所在、戦死者の思い、供養の推奨など）についての情報収集と、それを聞いた遺族たちの行動について、具体的な事例分析を行ない、ユタの語りが遺族にとっては長年不確かだった戦死者の死を受容し、ヌジファ（死に場所から魂を抜く儀礼）などの供養儀礼を行なうことによって生者と死者との関係を構築し直す機会になっていることを明らかにしている。ここには、遺族（生者）と戦死者（死者）との間にユタが大きく介在している沖縄の死者観念、靈魂観念がとくに注目されると指摘している。

第三章では、1960年の新安保条約問題と本土復帰への運動（沖縄県祖国復帰協議会結成）の時代、そしてその後の経済発展による生活の安定化の時代、における兵士の亡靈写真への社会的注目について分析を行なっている。1960年8月に沖縄の地元紙に掲載された亡靈写真が全国的に反響を引き起したが、そのような反響について、当時、沖縄と本土の両方で戦争や戦死者の忘却へ向かっていたという社会的背景があったと指摘し、それに対して戦争や戦死者を「忘れてはならない」という警鐘のメッセージが発せられたものと解読できると述べている。私的な語りが社会的、公的な語りに転換していくプロセスの中に、このような危機感の共有がみられたのだというのである。

第四章では、戦後の沖縄観光における南部戦跡の位置付けについて、戦争直後から1950年代にかけての遺族団の戦跡地参拝から、1960年代以降の沖縄の海と海岸線を商品にした観光政策のなかで観光地の一つへの位置付け、さらに1990年代の修学旅行生の平和学習の場への位置付け等々、それぞれの時代ごとの変化にあわせて、ガイドの語りが悲劇の共有から平和教育へと変化していったことを指摘している。

第五章では、1980年代のリゾート法の成立と激戦地をゴルフ場に造成するなかでおきてきた兵士の亡靈出現の噂話を追跡し、米軍基地や自衛隊駐屯地などを有する沖縄においては、今もなお、

「語り」が過去の戦争に向かっていくという現状とその傾向性を指摘している。

終章では、以上の論点をまとめたうえで、戦後 60 年余りを経た沖縄で現在も亡靈譚が語られている背景にはヌジファをしないと死者は成仏しないという伝統的な死生觀や靈魂觀が存在するということ、そしてそこには、沖縄の戦後史をめぐる政治的・経済的な社会状況の反映も読みとれるとして述べている。

以上により、本論文に対しては以下のように評価できる。第一に、亡靈を見た話、ユタとのやりとりや戦友の死を身近に経験した元兵士の話など、話者とのあいだに築かれる人間関係や信頼関係が必要とされる、つまり誰が聞いても聞けるというわけでもない話を詳細に聞き出しておらず、こうした直接調査によって得られた資料を確保しながら分析を試みている点が評価できる。第二に、強烈な戦闘体験を共有する沖縄南部地域における戦争の「語り」について、それを戦後約 60 年という長い時間幅のなかで継続的に捉えてその時どきの社会状況とあわせて、「語り」が形成される状況の分析を試みている点が評価できる。戦後すぐの 1945 年以降、1960 年代、1980 年代という 3 つの画期を設定して論じているが、とくに 1960 年頃の島ぐるみ闘争・沖縄県祖国復帰協議会結成など本土復帰をめぐる政治的背景と、1980 年代以降の観光開発をめぐる経済的背景とを指摘し、その両方ともに戦争体験の忘却の危機として捉えることができると指摘しているのも妥当な見解といってよい。第三に、本論文は、客観的な事実というよりも、個々人の特殊な体験感覚にもとづくフィクションではあるが、戦後語られるようになった亡靈譚の類に注目しているものであるが、亡靈譚がさかんに語られた背景に戦争体験の忘却への危機感があったと指摘するとともに、さらに 2000 年代の現在でさえも兵士の亡靈譚が噂されている現状について注目し、そこに沖縄の人たちの潜在的な複雑な心意を追跡しようとしている点は評価してよい。沖縄における社会全体の変化と「語り」との関係性を分析する視点を継続的にもつことによって、従来の証言資料だけではアプローチできなかった戦争の「語り」をめぐる新しい分野の研究の可能性を提示することにもなりうるであろう。

ただし、いくつかの問題点や課題も指摘しておく必要がある。その一つは、戦争の語りを分析する上で本論文では国家と個人との間にもう一つ「世間」という概念を設定しようとしているが、そこには概念規定自体に問題があるとの指摘が審査委員の間からも多かった。二つ目は、戦死者の亡靈譚の背景の分析のさらなる深化、たとえば忘却の危機という社会的状況の反映だけでなく、より強烈な「批判」があるとは考えられないか。たとえば川村邦光の靖国神社批判としての亡靈譚などの研究もあるなど、今後の研究上の視野の拡大の必要性が検討課題として指摘された。

以上のように、いくつかの問題点と課題が残されてはいるが、本論文は戦争体験および戦争をめぐる記憶の語り資料を歴史的な「証言」以外に求め、亡靈譚やユタのハンジ（語り）などの現場感覚情報を直接フィールドワークによって収集し、分析を行ない、それによって新たな知見を獲得しており、その点は高く評価できる。以上により、博士学位論文にふさわしいものであると結論づけ、審査委員の全員一致で博士の学位を授与すると判断した。